

富士が丘連合自治会・災害対策本部ガイドライン

目次

1. はじめに.....	1
2. 災害対策本部の設置目的.....	1
3. 災害対策本部の設置と解散.....	1
4. 本部の設置場所.....	1
5. 体制.....	1
6. 本部の役割.....	2
7. その他・避難所等.....	3
8. 参考情報.....	5
9. 改訂履歴.....	8



富士が丘防災部会
2022年2月6日改訂

1. はじめに

このガイドラインは、風水害や土砂災害による災害発生が予測される、もしくは地震などによる災害発生時等に於いて災害対策本部が設置されたときの運営についての指針を規定したものである。

なお、三田市の災害時の情報収集活動や広報活動の地域拠点である「**地区連絡所**」が市民センターに設置され、管掌各地域には自主防災組織が結成されていることを前提としている。

2. 災害対策本部の設置目的

富士が丘連合自治会災害対策本部は、**災害発生時の地域住民の安全確保を目的とする。**

そのために、住民の自助共助活動を支援し、また災害時要援護者の支援、保護を行う。

具体的には、被害状況を把握し、市役所、消防、警察など行政機関への連絡、通報を第一とし、人員の招集、防災備品の供与、人命の救助、避難誘導、援助物資の分配、生活ごみや瓦礫の集積などの生活環境整備、また防犯活動などを行う。

3. 災害対策本部の設置と解散

(1) 設置

富士が丘連合自治会役員(会長会メンバー)は、以下の事象が発生した場合は、速やかに防災無線機などで連絡を取り合い、可能な限り防災担当委員2名を伴ってコミセンに集合し、災害対策本部(以下、本部)を設置する。

- ① 非常時設置: **震度5弱以上**の地震発生、及び大きな災害が発生した場合
- ② 警戒時設置: 台風や大雨など、風水害の発生が気象庁の発表などにより予測される場合
- ③ 臨時設置: 火事や事故などの発生により、住民が設置を要望した場合

(2) 解散

本部の解散は、本部の役割りが終了したと判断された場合、本部を運営する役員の同意を得て解散する。



4. 本部の設置場所

本部は、**富士が丘コミュニティーセンターに設置することとし、コミュニティーセンター(以下、コミセン)に設置できない場合は、適宜場所の選定を行う。**避難所が開設され避難所内に適切な場所がある場合は、本部を移すことを検討する。

5. 体制

本部の運営は、富士が丘連合自治会が行う。その役員と役割は次の通りとする。

なお、避難所が開設された場合は、「避難所運営マニュアル」に沿った体制に移行する。

構成メンバー 連合自治会役員(各地区自治会長)、防災委員、防犯委員、事務局

オブザーバー 学校長、教頭及び防災担当教諭、三田市職員

本部長 本部を代表し、本部を統括する。本部長は、連合自治会会長が務める。
本部長は、次項の役割を遂行するために必要な担当役員を適宜任命する。また、連合自治会役員だけで人員が不足する場合は、ボランティアなど適宜人選する。
本部長は、本部会議を適宜に開催し、本部及び避難所の運営に関する事項を協議決定する。

副本部長 防災担当役員(防災部会会長)及び本部長が指名した役員の2名が務め、本部長を補佐する。

行政窓口 三田市の災害対策本部や地域拠点(市民センター)との連絡担当者。
防災部会会長が務める。

★ いずれの役も当該担当者不在の場合は、集合したメンバーで話し合っ代行者を決める。

6. 本部の役割

本部に求められる主な役割は、以下の通りである。

- ① 速やかな本部の設置と行政窓口の設置
- ② 各地区被害状況の取りまとめと行政への報告
- ③ 避難所運営委員会の設置と運営協力
- ④ 各地区自主防災会との連携と統括
- ⑤ 災害時コミセン運営指針の決定
- ⑥ 災害時地域内防犯体制検討と実施
- ⑦ 災害時地域内ゴミ処理体制検討と実施
- ⑧ 学校施設利用に関する連携
- ⑨ 災害時広報活動
- ⑩ その他、突発的事態への対応など

上記役割を遂行するために、求められる事項

(1) 情報班

適切な情報の収集および伝達と地域住民に対する広報活動(防災無線の活用)

- 本部開設を地区連絡所および管掌自主防災会へ通報する
- 管掌自主防災会の情報収集(被災状況、火災、安否確認情報など)
- 三田市・地区連絡所との連携を緊密にして、正確な情報を授受することにより、速やかな救援・支援が得られるように努める
- 市指定避難所開設の判断、三田市への要請、開設のアナウンス

(2) 消火班

初期消火および延焼防止の実施

- 消火を行う人の招集と派遣

→ 消火用資機材の調達と貸し出し(☛ リスト参照「富士が丘各自治会防災倉庫備品」)

(3) 救出救護班

救出救助救護活動

→ 救出救護活動を行う人の招集と派遣

→ 救出用資機材の調達と貸し出し(☛ リスト参照「富士が丘各自治会防災倉庫備品」)

(4) 避難誘導班

適切な避難誘導と避難所運営体制の確立

→ 災害時要援護者(高齢者、子ども、障がい者、外国人等)の把握

→ 三田市や市指定避難所の施設管理者(校長)と避難所設置について協議

→ ボランティアの募集と割り振り

→ 医師や看護師の確保

(5) 給食給水班

飲料水、食糧等の救援物資の仕分けおよび炊き出しの支援、協力

→ 区・自治会避難所への配給や支援体制の確立

(被災者の全てが市指定避難所に避難するわけではなく、自宅で寝泊まりしながら、飲料水や食糧および救援物資を求める被災者への対応が求められる)

(6) その他

地区内被災地の保全と防犯活動

→ 自警団の設置と活動



7. その他・避難所等

(1) 区自治会避難所

災害時等に地区住民が一時的に集まり、安否確認などを行う場所(児童公園や地区集会所など)であり、集合場所、一時避難所、安否確認場所とも呼ばれる。

地区名	区自治会避難所
富士が丘1丁目	1丁目児童公園、車池公園広場、富士小通用口、メロディ南側公園
富士が丘2丁目	富士が丘コミセン、車池公園、富士小正門
富士が丘3丁目	ディアコルモ2F 駐車場、県住駐車場、幹線側遊歩道(東・西)、3丁目児童公園、藤屋池南側道路
富士が丘4丁目	富士小正門、富士中正門
富士が丘5丁目	班長宅前 → 5丁目児童公園
富士が丘6丁目	6丁目児童公園
池尻区	池尻さつき会館
上深田区	上深田公会堂

(2) 市指定避難所

富士が丘地区では、富士小学校と富士中学校が設定されている。災害が限定的な場合は、市民センターに開設されることもある。また、風水害等の事前避難の場合は、先に富士小学校が開設されることになっている。なお、地震の場合は、避難所自体も被災する可能性があることから、開設は建築士などによる「応急危険度判定士」による安全の確認後となる。判定は、調査済み(グリーン)、要注意(イエロー)、危険(レッド)の3種の貼り紙で表示される。

これらの避難所は、施設管理者と三田市が地域の状況を判断して開設される。

(3) 福祉避難所

軽度の要援護者の避難所として開設される。

(4) 救護所

病人や怪我人の応急手当等の医療活動を行う場所であり、富士が丘地区では、富士中学校が設定されている。

(5) 地区連絡所

三田市が災害時における各地域の情報収集活動や広報活動、市民相談等を行う地域拠点として設置するもので、市民センターなどに開設される。

(6) 避難場所における設備および資機材

市指定避難所	広域避難場所
<ul style="list-style-type: none">・公衆電話(災害時優先電話)・救護及び医療資機材・通信設備・放送設備・給水設備・工具類・仮設シャワー、風呂・防災資機材	<ul style="list-style-type: none">・ヘリポート・テント・仮設トイレ・緊急物資の集積配送スペース・応急復旧対策要員の駐屯スペース・救護及び医療資機材・通信設備・放送設備・照明設備・給水設備・工具類

8. 参考情報

(1) 市指定避難所設置の防災倉庫備品

品名	在庫数量	品名	在庫数量
テント	1セット	トイレ用スペア袋	10箱
横幕	1個	トイレ用脱臭剤	10個
発電機(ガソリン用)	1個	毛布(パック毛布)	50枚
発電機(カセットボンベ用)	1個	軍手	20組
ガソリン携行缶	1個	バケツ	5個
灯油ポンプ(手動)	1個	トイレトペーパー	100個
投光機一式	1セット	紙おむつ(子供用)	200枚
コードリール	1個	紙おむつ(大人用)	200枚
担架	1個	生理用品(34枚入 x 2パック)	3袋
キャンバスベッド	2個	タオル	100枚
拡声器	1個	ティッシュペーパー	20箱
避難所たて看板	2個	ウエットティッシュ	1個
防水シート	10枚	サランラップ(50m)	10個
ロープ(100m)	1個	カセットコンロ(ボンベとも)	5個
血圧計	1個	カセットボンベ	98本
救急箱(50人用)	1個	缶詰ガソリン	4ℓ
ラジオ付き懐中電灯	3個	ゴミ袋(可燃用・大 30枚入)	5袋
乾電池(単 3・50本、単 2・24本)	1セット	ゴミ袋(不燃用・大 10枚入)	10袋
簡易トイレ	5個	飲料水(2ℓ X 6)	3箱
ベンリーテント	5個		

(2) 避難所新型コロナウイルス感染症対応 物資一覧(衣装ケース 2個)

	品名	数量	備考
衣装ケース A			
1	消毒液(アルコール)	2	
2	消毒液ボトル・スプレー容器	4	
3	ペーパータオル	10	
4	マスク(50枚/箱)	2箱	
5	使い捨て手袋(100枚/箱)	2箱	
6	クリップボード	10枚	
7	ボールペン	10本	
8	養生テープ	5個	
9	ゴミ袋	1袋	
10	注意喚起パンフレット(5種類) 掲示用	各1	A3版

11	避難者健康調査票(個人配布用)	50	A4
12	避難者名簿(受付保管用)	30	A4
13	避難所での感染対策について(配布用)	40	A4
14	専用スペースでの感染対策について(配布用)	10	A4
15	避難者健康チェックシート(個人配布用)	50	A4
16	物資・衛生資材チェックリスト	3	A4
衣装ケース B			
1	次亜塩素酸ナトリウム(ブリーチ)	1	
2	フェイスシールド	10 個	
3	ガウン	20 着	
4	ウェットティッシュ	2 個	

(3) 各丁目保有防災備品

- ☛ リスト参照(富士が丘各自治会防災倉庫備品)

(4) 災害時対応体制とマニュアル

- ☛ [富士が丘・災害時対応体制とマニュアル.docx](#)

(5) 区自治会・災害対応マニュアル

- ☛ [区自治会・災害対応マニュアル.docx](#)

(6) 区自治会・避難行動要支援者名簿管理規約

- ☛ [区自治会・避難行動要支援者名簿管理規約.docx](#)

(7) 区自治会・安否確認マニュアル

- ☛ [区自治会・安否確認マニュアル.docx](#)

(8) 区自治会・安否確認用紙

- ☛ [区自治会・安否確認用紙.docx](#)

(9) 区自治会・安否確認シート

- ☛ [区自治会・安否確認シート.xlsx](#)

(10) 三田市避難所運営マニュアル

- ☛ https://www.city.sanda.lg.jp/kikikanri/documents/hinansyomanual_202007.pdf

(11) 三田市避難所運営マニュアル ～新型コロナウイルス感染症対応編～

- ☛ https://www.city.sanda.lg.jp/kikikanri/documents/hinansyocorona_202007.pdf



(12) 連絡先情報

施設	住所	電話番号
三田市災害対策本部	三輪 2 丁目 1-1	563-1111
消防署	下深田 396	564-0119
三田警察署	天神 1 丁目 10-1	563-0110
フラワータウン市民センター	武庫が丘 7 丁目 3-1	562-5555
富士小学校	富士が丘 1 丁目 12	562-8245
富士中学校	富士が丘 3 丁目 25	562-7224
総合福祉保健センター	川除 675	559-5700
ひまわり特別支援学校 中学部・高等部	富士が丘 3 丁目 25 (富士中学校)	562-7667
ひまわり特別支援学校 小学部	富士が丘 1 丁目 12 (富士小学校)	562-8667
富士が丘コミュニティセンター	富士が丘 2 丁目 18	550-1016

(13) 避難所の受入人数

施設名	受入人数			要支援者		
	体育館	教室等	合計	区域	受入人数	面積
富士小学校	205 人 (550 m ²)	551 人	756 人	家庭科室、図書室	43 人	175 m ²
富士中学校	270 人 (660 m ²)	569 人	839 人	保健室	18 人	72 m ²
フ市民セ	—	304 人	304 人	第 1 和室ほか	50 人	201 m ²
福祉保険セ	—	—	—	多目的ホールほか	248 人	992 m ²

・一人当たり 3 平方メートルが目安

・家族単位 (3 人、20 m²) で試算：富士小体育館で 27 世帯、富士中体育館で 33 世帯となる

(14) 福祉避難所の受入人数

名称	受入人数	備考
総合福祉保健センター	248 人	開設順位 1
ひまわり特別支援学校・中学部・高等部	25 人	開設順位 2 同校生徒及び小学部児童の受入
ひまわり特別支援学校・小学部	65 人	開設順位 3

9. 改訂履歴

2020年3月吉日

初版制定（富士が丘連合自治会会長会で承認）

2022年2月6日

本部役割りの明確化、区自治会避難所、福祉避難所の追加、
感染症対応物資一覧追加など

以上